

食安輸発1205第2号  
平成24年12月5日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(オマーン産ピーマン (パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。) のジフェノ  
コナゾール)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け  
食安輸発0329第2号 (最終改正：平成24年11月29日付け食安輸発1129第4号) に基  
づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、オマーン産生鮮パプリカにおいて食品  
衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性  
を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対  
応することとし、上記通知の別表第2 (製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を  
除く。) 及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よ  
ろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成24年12月5日	オマーン	ピーマン (パプリカと称さ れるジャンボピーマンを含 む。) 及びその加工品 (簡易 な加工に限る。)	残留農薬 (ジフェ ノコナゾール)	NEHAD AGRONOMY SERVICES